

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月7日（平成29年（行情）諮問第237号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第380号）

事件名：「裁判書類一式 9件分」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「裁判書類一式 9件分」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年4月7日付け厚生労働省発総0407第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書の特定をすることができる。文書の特定に関して、審査請求人は対応している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年11月16日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「裁判書類一式 9件分」（本件対象文書）に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年4月17日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「裁判書類一式 9件分」に関して行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

法3条の規定による開示の請求は、法4条1項2号の規定により行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面を行政機関の長に提出しなければならず、行政機関の長は、同条2項の規定により開示請求書の形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされている。

本件審査請求に係る開示請求において、処分庁は、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された「裁判書類一式」という内容から審査請求人が求める行政文書を特定することは困難であるため、法4条1項2号に定める記載事項に不備があると認め、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めている。

しかし、審査請求人が補正に応じることはなかったところ、処分庁が保有する裁判に関する行政文書は著しく大量であり、このうち審査請求人が求める9件を補正がなされないままに特定することは不可能であることから、行政文書の特定が不十分であるとして、法9条2項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁においても、審査請求人が開示を求める行政文書を特定するために審査請求書の内容について、相当の期間を定めて補正を求めたが、審査請求人がこれに応じることはなく、開示請求対象行政文書を特定するには至らなかった。

したがって、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書の特定をすることができる。文書の特定に関して、審査請求人は対応している。」として原処分の取り消しを求めているが、本件審査請求及びこれに係る開示請求の経緯は上記3(2)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月30日 審議
- ④ 同年12月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。処分庁は、本件開示請求は形式的な不備がある不適法な請求であり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、原処分の妥当性について、以下の旨を説明する。

ア 本件の行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された「裁判書類一式 9件分」という内容から審査請求人が求める行政文書を特定することが困難であった。

イ このため、法4条1項2号に定める行政文書を特定するに足りる事項を記載すべきことについては、その記載に不備があると認められたことから、同条2項に基づき、審査請求人に対し、相当の期間を定めて、補正を求めた。

ウ しかし、審査請求人が補正に応じることはなかった。

エ 処分庁が保有する裁判に関する行政文書は著しく大量であり、このうち審査請求人が求める9件について、補正がなされないまま特定することは不可能であることから、法9条2項の規定に基づき不開示決定を行ったものであり、処分庁の判断は妥当である。

(2) 当審査会において確認したところ、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」には、既述のとおり「裁判書類一式 9件分」の記載があるのみであり、また、処分庁が審査請求人に宛てた「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」では、具体的な裁判書類名の例を掲げるとともに、厚生労働省ウェブサイト等により同省の行政文書ファイル名を閲覧できるリンク先を案内し、厚生労働省設置法に定める所掌事務を示すなど、補正の参考となる情報を提供した上で、設定した期限までに補正がなされない場合には、補正を行う意思がないものとして取り扱わせていただく旨を伝えているにもかかわらず、審査請求人が補正に応じていないことが認められ、審査請求人が求める行政文書を特定することが困難であるとする諮問庁の説明は首肯できる。

(3) したがって、本件対象文書については、該当する文書の特定ができず、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備がある

として不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子